

留意事項について

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

介護サービス事業所及び介護予防サービス事業所から都道府県へ提出が求められている「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、今回の介護報酬見直しに伴い、報酬の算定要件の変更、新たな加算等の追加等に伴う変更が行われる予定であること。

また、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、地域密着型事業所及び地域密着型介護予防事業所が市町村に提出し、市町村が都道府県に提供することとなるが、都道府県においては、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについても、当該体制等に関する届出内容を反映させた事業所台帳を国保連合会へ提供することとなること（※指定事務の取扱いと同様）。

なお、報酬算定に係る届出の期限は下表のとおりである。

	届出に係る加算等の算定の開始時期	平成21年4月分の届出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防) 訪問通所サービス ・ (介護予防) 居宅療養管理指導 ・ (介護予防) 福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・ 16日以降になされた場合には翌々月から 	3月25日
<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防) 短期入所サービス ・ (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ・ 施設サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から 	4月1日

<ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から 	3月25日
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護（短期利用型含む） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から 	4月1日

○都道府県における留意事項

①届出項目の追加・変更に関する留意点

新たに追加された届出項目等において、報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、場合によっては、既存の届出項目でも、届出が必要なものもあるので、留意すること（別紙「既存の介護サービス事業所の届出留意事項」参照）。

また、特定施設入居者生活介護については、「介護専用型」及び「混合型」の区分を新設した。届出内容が既存の施設等の区分であっても平成21年4月以降の算定を拒むものではないが、担当者におかれては、事業所に新たな区分による届出の提出を促すよう、通知をお願いしたい。

②事業所台帳への変更項目の確実な反映

介護サービス及び介護予防サービスについては、事業所台帳の項目変更に伴う旧事業所台帳からの移行においては、追加される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行い、また様式変更後の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映するよう留意すること。

また、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについてはその旨、市町村へ指導すること。

③国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会における審査にも使用するものであることから、国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報の提供については、新たな項目体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

また、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについても、市町村から提供された情報に基づき、国保連合会への提供を的確に行うこと。

④WAMネットへの情報提供

WAMネットへの介護保険指定事業者情報の提供については、介護予防サービス事業者情報の他、地域密着型サービス事業者情報及び地域密着型介護予防サービス事業者についても適切に行うこと。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	訪問介護	「その他該当する体制等」欄における「特定事業所加算」の要件を変更	要件の変更に伴い、従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな届出が必要となる。
2	通所介護	「その他該当する体制等」欄における「大規模事業所」を廃止し、「施設等の区分」欄に「6：大規模事業所（Ⅰ）」「7：大規模事業所（Ⅱ）」を新設	既存届出内容が、「施設等の区分」欄において「4：通常規模型事業所」、及び「その他該当する体制等」欄における「大規模事業所」項目において「2：該当」である事業所については、算定を行うためには、新たな施設等区分の届出が必要になる。
3	通所介護	「その他該当する体制等」欄における「個別機能訓練体制」「2：あり」を「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」に細分化	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。
4	通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄における「1：通常規模の医療機関」「2：小規模診療所」「3：介護老人保健施設」を廃止し、新たに「4：通常規模の事業所」「5：大規模の事業所（Ⅰ）」「6：大規模の事業所（Ⅱ）」を新設	「施設等の区分」欄の変更に伴い、従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな届出が必要となる。
5	通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄における「栄養マネジメント体制」を「栄養改善体制」に変更	算定要件が同じため、新たな届出は不要である。
6	短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設	「その他該当する体制等」欄における「栄養管理の評価」を廃止し、「療養食加算」を新設	新たな届出がない場合、「その他該当する体制等」欄における「療養食加算」は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養 介護 介護療養型医療施設	「その他該当する体制等」欄における 「夜間勤務条件基準」 「4：加算型Ⅲ」 を 「4：加算型Ⅳ」 に変更し、 「6：加算型Ⅲ」 を新設	「その他該当する体制等」欄における 既存届出内容が「4：加算型Ⅲ」で、 新たな届出がない場合は「4：加算型Ⅳ」 とみなす。 ※国保連合会へ提供する事業所台帳の コードは「5：加算型Ⅳ」、「7：加算型 Ⅲ」となる点に留意すること。
8	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養 介護 介護療養型医療施設	「その他該当する体制等」欄における リハビリテーション提供体制 「1：理学療養Ⅰ」 を廃止し、 「2：理学療法Ⅱ」 を 「2：理学療法Ⅰ」 に変更	「その他該当する体制等」欄における 既存届出内容が「1：理学療法Ⅰ」 で、新たな届出がない場合は「2：理学 療法Ⅰ」とみなす。
9	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養 介護	「施設等の区分」欄における 「2：診療所療養型」 「7：ユニット型診療所療養型」 を 「2：診療所型」 「7：ユニット型診療所型」 に変更	「施設等の区分」欄における既存届出 内容が「2：診療所療養型」で、新たな 届出がない場合は「2：診療所型」と みなす。 「施設等の区分」欄における既存届出 内容が「7：ユニット型診療所療養型」 で、新たな届出がない場合は「7：ユニ ット型診療所型」とみなす。
10	特定施設入居者生活介護	「施設等の区分」欄における 「1：有料老人ホーム」 「2：軽費老人ホーム」 「3：養護老人ホーム」 「4：高齢者専用賃貸住宅」 を 「1：有料老人ホーム（介護専用型）」 「2：軽費老人ホーム（介護専用型）」 「3：養護老人ホーム（介護専用型）」 「4：高齢者専用賃貸住宅（介護専用 型）」 「5：有料老人ホーム（混合型）」 「6：軽費老人ホーム（混合型）」 「7：養護老人ホーム（混合型）」 「8：高齢者専用賃貸住宅（混合型）」 に細分化	既存の施設等の区分であっても、平成 21年4月以降の算定を拒むものでは ない。
11	居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄における 「特定事業所加算」 「2：あり」 を 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に細分化	「その他該当する体制等」欄における 「特定事業所加算」の既存届出内容が 「2：あり」で、新たな届出がない場合 は、「2：加算Ⅰ」とみなす。
12	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	新設された項目について新たな届出が ない場合は「対応不可」または「なし」 とみなす。